明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第十九条の二第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（第八条において「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第七条及び第八条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に地域限定特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　認定地方公共団体の長は、法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。第九条第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第九条第三項において同じ。）以外のものについて、同法第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）及び第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第五条　法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（地域限定特例通訳案内士登録証の様式）

第六条　法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の地域限定特例通訳案内士登録証は、別記第三号様式による。

（登録事項の変更の届出）

第七条　地域限定特例通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記第四号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、認定地方公共団体の長に提出しなければならない。